

○国立大学法人筑波大学組織評価規程

〔平成29年2月23日〕  
法人規程第8号

改正 平成30年法人規程第42号

国立大学法人筑波大学組織評価規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第88条第4号に規定する組織及び運営の状況について自ら行う評価（以下「組織評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織評価の目的)

第2条 組織評価の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教育研究組織の活動の現状と課題を明らかにし、優れた取組を更に発展させることによって教育研究の一層の質の向上を図ること。
- (2) 評価とその結果の公表を通じて、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）として社会への説明責任を果たすこと。

(組織評価委員会)

第3条 法人に、組織評価を実施するため、組織評価委員会を置く。

2 組織評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する大学執行役員

(組織評価委員会の任務)

第4条 組織評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織評価の全学的な基本方針の策定に関すること。
- (2) 組織評価の実施に関すること。
- (3) 組織評価の結果の公表に関すること。
- (4) 組織評価を通じた全学的な教育研究等の活動の活性化につなげる施策に関すること。
- (5) その他組織評価に関すること。

(委員長及び副委員長)

第5条 組織評価委員会に委員長を置き、第3条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 組織評価委員会に副委員長を置き、評価を担当する副学長をもって充てる。

- 3 委員長は、組織評価委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(対象組織)

第6条 組織評価の対象組織は、次のとおりとする。

- (1) 系
- (2) 学群・学類
- (3) 研究科・専攻
- (4) その他学長が指定する組織

(評価の仕組み)

第7条 学長は、第2条に定める目的の達成のため、組織評価を国立大学法人評価制度と連動させるとともに、定量的評価及び定性的評価を組み合わせ、年度ごとに実施するものとする。

(実施方法)

第8条 組織評価の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 対象組織の長は、別に定める様式を別に定める期日までに、委員長に提出しなければならない。
- (2) 組織評価委員会は、各組織の活動状況等を検証し、対象組織の長との対話を行った上で、評価結果原案を作成しなければならない。ただし、第6条第4号に規定する組織にあつては、当該組織から別に定める様式に基づき提出された文書により、評価結果原案を作成することができる。
- (3) 委員長は、対象組織の長へ評価結果原案を提示するとともに、意見を求めなければならない。
- (4) 委員長は、評価結果を確定し、対象組織の長へ通知するとともに、教育研究評議会等に報告しなければならない。

(評価結果の活用)

第9条 学長は、評価結果を資源（予算、スペース、教員枠等）配分の決定過程に反映できるようなシステムを整備するとともに、各分野の特性を考慮して、各組織の教育研究活動の発展・改善のための支援を行うものとする。

- 2 学長、対象組織の長等は、評価結果を組織体制の見直し、将来計画の策定等に活用するものとする。
- 3 学長、対象組織の長等は、中期目標・計画の策定等、大学の運営に係る改善に評価結果を活用するとともに、国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の第三者評価に活用するものとする。

(事務)

第10条 組織評価の事務は、関連する組織の協力を得て、企画評価室において行う。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、組織評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成29年2月23日から施行する。
- 2 筑波大学組織評価指針(平成22年12月22日役員会決定)、組織評価委員会設置要項(平成22年12月22日学長決定)、組織評価(年度活動評価)実施要領(平成22年12月22日学長決定)及び組織評価(総合評価)実施要領(平成26年1月30日学長決定)は、廃止する。

附 則(平30.3.22法人規程42号)

この法人規程は、平成30年3月22日から施行する。